

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策について、一覧にまとめました。

詳しい内容については市ホームページまたは広報紙をご覧ください。内容に追加・変更がある場合は、随時更新します。

※下記支援策以外にも、国・県の支援策などを市ホームページでお知らせしています。

令和5年8月7日現在

No.	支援策・概要	対象者	お問い合わせ先
1	<p>【セーフティネット保証5号に係る認定制度】 下記認定対象者がセーフティネット保証5号の認定を受けることで、信用保証協会の一般保証とは別枠（80%保証、無担保8千万円、最大2億8千万円）での保証が利用可能となります。</p> <p>●認定対象者…以下の全ての要件を満たし、市の認定を受けた中小企業者</p> <p>①指定業種に属する事業を行っていること。 ②最近3カ月の売上高などが、前年同月比で5%以上減少していること。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、原則として最近1カ月の売上高などが前年同月比で5%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが、前年同期比で5%以上減少することが見込まれること</p>	左記参照	地域振興部商工観光課 （西有家庁舎3階） ☎0957-73-6633
2	<p>【セーフティネット保証4号に係る認定制度】 下記認定対象者がセーフティネット保証4号の認定を受けることで、信用保証協会の一般保証とは別枠（無担保8千万円、最大2億8千万円）での保証が利用可能となります。</p> <p>●認定対象者…以下の全ての要件を満たし、市の認定を受けた中小企業者</p> <p>①本市で1年以上継続して営業を行っていること ②新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該災害などの影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上高などが前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その2カ月を含む3カ月間の売上高などが前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること</p>	市の認定を受けた中小企業者	地域振興部商工観光課 （西有家庁舎3階） ☎0957-73-6633
3	<p>【農林漁業セーフティネット資金などの特例措置】 日本政策金融公庫が下記の特例措置を行っています。</p> <p>①農林漁業セーフティネット資金の資金貸付金用途の追加 ②融資限度額の引き上げ ③農林漁業セーフティネット資金などの金利負担軽減や実質無担保措置</p>	主業農林漁業者などで、資金繰りに著しい支障をきたしているまたはきたす恐れのある人	日本政策金融公庫長崎支店 ☎095-824-6221